

四 該規委員

五 議事委員

六 其他

第十五條 大會の議決は特に規定なき場合は出席役員過半数の同意に依つて成立す可き同数否の決議に依つて議決に依つて決す

但し此の議決に對して出席代表議員の五分之二以上の異議ありし場合は一回採決を行ふこの場合は各代表議員の投票は各々の代表する但た議員數の會費完納者に換算して採決す

### 二 中央委員會

第十六條

中央委員會を以て次期大會に至る迄の最高機關とす

中央委員會は大會の決議執行の責任を負ふ本會の總領及官署の進行に必要を緊急事態に因りて決議を行ふものとす

第十七條

中央委員會は毎年大會に於て其の選挙区に於て選挙

し大會の承認を経るものとす但し補欠選挙の場合に次期

大會に報告して承認を求むる事を要す

一 各全國的産業別聯合會又は協議會

一 各地方評議會

中央委員の選挙の比例をたの與りとす

一 全國的産業別聯合會若しくは協議會は但令員

數三千名以下は千名三名一名二千名以上は二千名を

増す毎に一名

一 地方評議會は一地方各一名宛

各選挙区は其選挙区以外に團體より中央委員の候

補者を採用する事と妨げず

第十八條 中央委員長は大會の全會に於て選挙す